

医療情報取得加算のお知らせ

当院では、マイナンバーカードを使用したオンライン資格確認を行う体制を有しています。
令和6年9月1日より、厚生労働省の定める下記の点数を加算いたします。

初診時 加算1 3点(マイナ保険証を利用しない場合)

加算2 1点(マイナ保険証を利用する場合)

再診時 加算3 2点(マイナ保険証を利用しない場合に3か月に1回)

加算4 1点(マイナ保険証を利用する場合に3か月に1回)

患者様の受診歴、薬剤情報、特定検診情報、その他必要な診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めてまいります。

令和6年8月 南部眼科